

平成24年度

第40回埼玉県景観審議会

平成24年10月25日（木）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 2時30分 開会

○(司会) 沖本副課長 委員の皆様、本日は大変ありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、平成24年度最初の埼玉県景観審議会を始めさせていただきます。

今回は、平成24年度の初回ということでございますので、開会に先立ちまして私ども田園都市づくり課の課長、中山よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○中山課長 田園都市づくり課長の中山でございます。本日はよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきたいと思っております。

埼玉県景観審議会の委員の皆様方におかれましては、県の景観行政の推進につきまして日ごろよりご指導、ご支援をいただきまして大変ありがとうございます。

昨年度のこの審議会におきましては、埼玉県景観計画の変更でありますとか、埼玉県公共事業景観形成指針のチェックシートの策定、また白岡町の隼人堀川の岡泉調節池の設計につきまして、公共事業専門家アドバイスをいただいたところでございます。これらにつきましては、順次実施をしているところでございます。

本日は、平成24年度第1回目ということではございますけれども、屋外広告物に関する諮問1件と景観に関する報告2件を予定してございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、本日出席しております職員の紹介をさせていただきたいと思っております。

副課長の沖本でございます。よろしくお願いいたします。

○沖本副課長 沖本でございます。

○中山課長 続きまして、主査の榎本でございます。

○榎本主査 榎本です。よろしくお願いいたします。

○中山課長 同じく、主査の青木です。

○青木主査 青木です。よろしくお願いいたします。

○中山課長 主任の下でございます。

○下主任 下でございます。よろしくお願いいたします。

○中山課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○(司会) 沖本副課長 それでは、開会の前に本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

資料につきましては、お配りしております座席表の裏にリストとして付けてございます。

事前に資料関係、お送りしておりますけれども、そのほかに本日追加したものといたしましては、諮問書、報告参考資料の5、屋外広告物条例のしおりと、それから公共事業景観形成指針解説の攻略本でございます。

以上でございますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、ただいまから第40回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日は、委員13名のうち、8名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、委員の過半数の出席を確認させていただきました。従いまして、埼玉県景観審議会規則第5条第2項によりまして、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、中津原委員でございますけれども、ご到着をいただきますのが3時半から4時ごろというお話をいただいております、専門家アドバイスについてのご説明をいただく際にはご出席いただけるという予定でございます。

それでは、これより先につきましては、埼玉県景観審議会規則第5条第1項によりまして、堀会長に議長をお願いしたいと思います。議事の進行方よろしくをお願いいたします。

○堀議長 よろしくをお願いいたします。

まず、審議会規則に基づきまして、議事録署名人をいつもどおり指名させていただきたいと思っております。

本日は、羽生委員、それから藤井委員、ご兩名をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それから、傍聴希望者は本日はいらっしゃいますでしょうか。

○(司会) 沖本副課長 本日はいらっしゃいません。

○堀議長 はい、分かりました。

それでは、議事に入ります。最初の議題、屋外広告物禁止地域の指定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○榎本主査 榎本でございます。よろしくをお願いいたします。

私から、議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について(諮問)についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思っております。諮問関係の資料といたしましては、まず諮問書の写し、それから次に諮問書別紙がございます。それから、諮問資料として1から3まで、諮問資料2と3は図面になっております。それから、諮問の参考資料1、それと参考資料2ということで、以上7枚が資料ということになりますので、これに基づいてご説

明させていただきたいと思います。

それでは、まずお手元の諮問参考資料1をご覧くださいと思います。枚数で言うと6枚目になります。

ここに埼玉県屋外広告物条例の主な条項について抜粋したものを1枚にまとめてあります。

埼玉県屋外広告物条例第4条において、屋外広告物の禁止地域を定めています。第4条に定める禁止地域につきましては、第1号から第16号までありまして、その細かな内容につきましては、この条例のしおりを出していただいて、この2ページ目、3ページ目に禁止地域の中身が示されておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

この抜粋には、すべてを掲載しておりませんので、このしおりの2ページ目、3ページ目をご覧くださいながらご説明をさせていただきたいと思います。

屋外広告物の表示、掲出が禁止されている地域としましては、都市計画法に基づく低層住居専用地域でありますとか、文化財保護法に指定された建造物の敷地、それから自然保護条例に規定された自然環境保全地域、そのほか都市公園、学校、図書館、博物館、病院の敷地、さらに古墳や寺社、お寺などの区域、それと高速道路から展望できる地域などが指定をされております。

これらの指定された地域の位置や範囲については、私どもで1つの地図に落としたものを作成しているのですが、実は予算の関係で追加指定だとか、指定の解除があったその都度の改定がなかなか難しい状況にありまして、25年度中、来年度に全面改定を予定しているところでございます。

今回、諮問をさせていただきますのは、しおりの2ページの一番下の6に係るものと、3ページの一番上、7に係るものとなります。

まず、2ページ目の6につきましてですが、条例ではこれは第4条第8号の規定に当たります。高速自動車道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路、これは高速道路と自動車専用道路を除く道路です。それから鉄道、これは新幹線を除く鉄道及び索道の知事が指定をする区間ということで、この規定は道路敷地そのものを禁止地域にするという内容のものでございます。

高速道路以外の一般道路については、通常ですと道路法に基づく道路占用許可を受けていれば、道路上であっても屋外広告物を掲出することが可能だということになっておりますけれども、ここで禁止地域に指定された道路につきましては、たとえ道路占用許可が出たとしても、屋外広告物を掲出することができないということになっております。

ちなみに、索道という言葉が出てくるのですけれども、索道につきましては以前、埼玉県内に三峰山ロープウェーと宝登山ロープウェーの2つがありましたけれども、三峰山ロープウェーが廃止されたことに伴って、平成23年に指定の取り消しをしました。よって、現在は宝登山ロープウェーのみがこの索道の対象になっております。

続きまして、しおりのほうで3ページの一番上の7についてですけれども、条例では第4条の第9号の規定に当たります。道路、鉄道及び索道から展望することができる地域で、これも知事が指定する区域を禁止地域とするということで、今回の諮問におきましては道路の沿道50メートルの範囲を禁止地域とするという表現をしたエリアがこれに当たるということになります。

いずれも、知事が指定する区域ということで、これについては告示行為を行うことで指定しております。告示の内容につきましては、諮問参考資料2ということで、一番最後につけたものですけれども、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定についてという資料が、これが指定の全文を示しておりますので、こういった形で知事は順次指定してきているということになります。

次に、恐縮ですけれども、参考資料1の埼玉県屋外広告物条例の抜粋に戻っていただきたいと思うのですが、この抜粋の中の中段のところです。条例第8条、経過措置についてご説明をさせていただきます。

禁止地域として、新たに指定された場合、既にある屋外広告物、指定された区域の中に現にある屋外広告物に対する経過措置の規定でございます。指定の日から3年間は適用しないという趣旨でございますので、指定後すぐに既存の屋外広告物の撤去を求めるといったものではありません。

続いて、その下です。第27条、審議会への諮問、これについては禁止地域の指定に当たって、本審議会のご意見をいただく根拠規定ということになりますので、参考に示させていただいております。

それでは、引き続き今回諮問させていただいた新たに禁止地域に指定しようとする地域の内容について、個別にご説明をさせていただきたいと思っております。諮問資料1をご覧ください。

諮問資料1につきましては、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定についてというタイトルで1枚用意してございます。本県では、圏央道、正式には首都圏中央連絡自動車道と言いますが、圏央道の沿道地域において田園都市産業ゾーン基本方針に基づき田園環境

と調和を図りながら産業基盤の整備を進めているところでございます。同時に、埼玉県景観計画においては特定課題対応区域と位置づけ、特にインターチェンジ出入り口からおおむね1.5キロ程度の範囲を重点抑止エリアとして、屋外広告物の禁止地域指定を適切に行うこととしています。

そこで、インターチェンジ周辺において高速道路利用者に向けた屋外広告物の乱立による田園景観の悪化を防止するため、インターチェンジの供用開始に合わせて主要なアクセス道路をこれまでも順次屋外広告物禁止地域に指定してきているところでございます。

今回の諮問では、2にありますとおり圏央道の桶川北本インターチェンジと、同じく特定課題対応区域に指定されている坂戸市内に開通する予定の関越自動車道坂戸西スマートインターチェンジの2カ所を対象としてございます。

まず、圏央道桶川北本インターチェンジ周辺についてご説明させていただきます。恐縮ですけれども、資料2の地図とあわせてご覧いただければと思います。

桶川北本インターチェンジは、平成22年3月28日に既に供用が開始されておりましたけれども、これまでは主要なアクセス道路となっている国道17号上尾道路と、それに接続する県道川越栗橋線の整備が十分でなかったということで、なかなか利用者の方が多くなかったところなのですが、昨年度これらの路線の整備が完了し、今後インターチェンジ利用者の増加が見込まれることから、資料2の図面に示した範囲を禁止地域としようとするものでございます。

指定する道路の区間及び沿道の範囲につきましては、事前に関係市である桶川市と北本市に意向の確認を行っておりますけれども、北本市につきましては上尾道路の北本市区間が未整備であって、北本市側からインターチェンジを利用しようとする、いわゆる裏道を使って利用する方が多いということで、利用経路の特定ができないということを理由に、今回は指定を見送り、今後上尾道路の整備状況に合わせて指定を検討していきたいという意向であったために、今回は桶川市側のみを対象にしております。

桶川市の区間につきましては、図面のとおり上尾道路のうち県道川越栗橋線の交点から北に向かって桶川市道65号線の交点までとしております。また、沿道については道路から両側50メートルの範囲を禁止地域とするということにしてございます。

なお、圏央道本線から展望できる地域として、本線から500メートルの範囲で高速道路の路面高以下の空間を除いて既に禁止地域に指定されております。地図上に赤線で示しておりますけれども、ここは既に禁止地域になっているということになります。

また、地図をご覧くださいますと、禁止地域の中に城山公園……

○堀議長 すみません、今お話ししているのは資料3ですか。

○榎本主査 諮問資料2のほうのご説明を……

○堀議長 資料2だけれども、これは図面がないから分からないでしょう、資料3とあわせて見てないと分からないと思うんだけど、諮問資料じゃなくて、どれかな。

(「事前配付とは違う」と呼ぶ者あり)

○堀議長 違うのね。

○下主任 事前にお送りした資料と本日お配りした資料では、資料の番号が変わっておりますので、本日お配りした資料をご覧くださいますか。

○堀議長 分かりました。

それで、それに長さとか幅とか入っているのですね、分かりました。

○榎本主査 申し訳ございません。事前にお送りした資料の番号が3になりますか、今日お配りした諮問資料の2の地図をご覧くださいたいと思います。申し訳ございません。

○堀議長 今、最初にお話されていたもう一つの市、何と言いましたっけ、上尾じゃなくて…

(「北本市」と呼ぶ者あり)

○堀議長 北本は、どの辺に、どこの話をされていたんですか。

○榎本主査 北本市につきましては、この地図の北側になります。桶川北本インターチェンジというのがありまして、その上に……

○堀議長 この地図上にはないんですね。

○榎本主査 はい。薄く黄色くなっている部分、上のほうの端にちょっとありますけれども。

○堀議長 それは、いずれ出てくる可能性あるんですか。

○榎本主査 現在、上尾道路が桶川北本インターチェンジまでが整備が一応完了しているということで、それより北側については今後整備が進んでいくということになります。

○堀議長 上尾道路がまだできていないんですね、北側がね、ということですね。

○榎本主査 はい。

ということで、アクセス道路が定かではないということで、北本市側としては禁止地域の指定はしないと、現段階ではしないという意向でございました。

○堀議長 それは道路ができてからということですね。

○榎本主査 はい。

○堀議長 この新しい資料2で、上尾道路が北に延びていますよね、これはまだないということですね。

○榎本主査 通行は可能なんですけれども、道が細くて、なおかつこの道路を北本市側から利用しようとする、上尾道路を使って行っても、途中でUターンをしないとインターに乗れないということになっております。北本市側は今後の課題ということになります。

すみません、資料番号が事前にお送りした資料と食い違って、分かりにくくて申し訳ありませんが、そういうことになります。

それでは本日お配りした資料の諮問資料2で説明を続けさせていただきます。

禁止地域、両側50メートルの幅の中に、地図をご覧くださいますと城山公園が含まれております。この城山公園につきましては、都市公園ということで、この公園の敷地の中は既に禁止地域になっております。今回、道路の沿道ということで指定しますと、この部分については二重の指定ということになります。ただ、今後万が一、公園が廃止されたり、あるいはこの区域の中にお寺さん等があった場合には、そこも二重ということになるのですけれども、公園やお寺さんが移動するとか廃止されるということは余りないと思うのですけれども、もしそうなった場合には、この沿道の規定だけはそのまま残るということになりますので、一応二重の指定をさせていただくということで考えております。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、関越自動車道坂戸西スマートインターチェンジ周辺についてご説明をさせていただきます。これは、本日お配りした諮問資料の3番になります。

図面の中央に縦に関越自動車道が通っておりまして、中央に坂戸西スマートインターを表示してございます。このインターチェンジにつきましては、関越道と圏央道が交差する鶴ヶ島ジャンクションというのがこの地図のずっと南ですね、下のほうにあります。関越道で行きますと、鶴ヶ島ジャンクションの次に鶴ヶ島インターチェンジというのがあって、さらにこの地図の北、上のほうに東松山インターチェンジというのがあります。鶴ヶ島インターチェンジと東松山インターチェンジのほぼ中間の位置に、今回、坂戸西スマートインターチェンジが全方向に乗り降りができるフル規格のスマートインターチェンジとして、平成25年春から夏にかけて開通する予定ということになっております。このインターチェンジが予定されている地域ですが、地図の真ん中より左のほうに高麗川が縦に流れておりまして、さらに左の端のほうに葛川という川が流れております。高麗川と葛川に挟まれた水田が広がる地域になっておりますけれども、インターチェンジ開通に合わせた区画整理事業が現在進んでおりまして、インターチェンジと県道川越坂戸毛呂山線を結ぶ坂戸市道の整備が進んでいる状

況でございます。開通後、インターチェンジ利用者の通行が見込まれる坂戸市道の3路線と、その沿道を禁止地域の対象としていこうということで考えておりますけれども、ここについては区画整理によって用途地域指定が行われて高度利用される地域を除いて屋外広告物の禁止地域として指定の対象としているため、一部路線については道路の片側のみを指定するということになってございます。

ちなみに、関越自動車道路についても、本線から500メートル以内は既に禁止地域として指定されておりますので、地図上に赤線でこれも示させていただいております。

以上、ご説明させていただいた内容が、諮問書の別紙ということで、これは告示をする際の表現のスタイルでお示ししておりますので、この中をご覧くださいても、なかなか分かりにくいと思いますけれども、これは具体的には2枚の地図に示した範囲ということでご理解いただければと思っております。

以上で議案1、屋外広告物禁止地域の指定についてのご説明を終わらせていただきますけれども、本審議会のご意見をいただいた後、指定ができるということになった場合には、平成25年4月1日から適用するという予定で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○堀議長 それでは、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○福森委員 事務局に前回同様、事前に質問等を送ったのですが、それを盛り込んだ形での話でした。また、説明の中で資料として上尾道路はここですよというふうに、北本のことまで触れていただいたのは、私が北本に住んでいるからということではないでしょうけれども、それはありがとうございます。

それから、2つ目の資料3になりますけれども、これは先の説明で関越から500メートル、それから今回の両サイド50メートル、さらにこの中に、この付近では寺社仏閣が二、三カ所あるんです。それが当たれば、そうなるさっきダブルということですが、お寺があると、それこそトリプルになるのかなということなんですが、その辺どうなんでしょうか。

○榎本主査 禁止地域の指定につきましては、優先関係というのは特にございませんので、例えば高速道路から500メートルの範囲の中にあるお寺さんであるとか、公園であるとかは、既にその段階で二重の指定になっています。

今回、さらにアクセス道路として、その沿道を指定した場合に三重指定ということになる可能性が含まれているかと思っております。これは、先ほど申し上げましたけれども、それぞれの指定はそのまま生かしていくということで考えております。ですから、仮に学校やお寺さん

がその中であって、それぞれが移転をした場合でも、禁止地域としてはそのまま残っていくということになります。

高速道路の500メートルというのが、説明の中にも申し上げたのですが、高速道路から展望できる区間ということで、路面高以下の空間は禁止の対象にはなっておりません。ですから、高速道路の路面よりも高い部分に例えば屋上広告を出したいとかという場合には、それは禁止されていると。これは、そもそも高速道路から展望できる区間を禁止地域にした理由が、高速道路を走行している車両の安全性というか、ドライバーがわき見運転をしないということを目的に制定されたもので、高速道路公団からの要望に基づいて指定をしてきているということになります。圏央道の北本付近は、高架道路で比較的高い位置を通っているところなんですけど、この先、圏央道は地下に潜っていきます。そうすると、路面高以下の区間というのが実はなくなりますので、原則としてそのまま500メートルが適用されていくと。ただし、地下に完全に潜りますと、もう展望できなくなりますから、それは禁止の対象から外れます。

一方、関越自動車道の坂戸西スマートインター付近は、道路が現状の地盤高より1メートルぐらいしか高くありません。ですから、事実上すべてこの500メートルの範囲は禁止地域が適用されているとご理解をいただければと思います。

それと、禁止区域についていわゆる適用除外というものがあって、すべて出せないのかというと、実はそうではなくて出せる広告物もございます。その適用除外になって、禁止地域においても出せる広告物につきましては、このしおりの12ページ以降、12から13、14ページにかけて適用除外となる屋外広告物ということで整理をしております、いわゆる自家広告物、禁止地域の中に事業所等があって、そこに掲出するものについては禁止地域であっても掲出できるということになっております。以上でよろしいでしょうか。

○福森委員 ありがとうございます。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか。

なかなか土地勘がないので、私分かりにくかったのですが、今後順次こういう道路が整備されていくと、それに合わせてエリアを指定していくということが起こるわけですね。あとのくらい、まだかなりあるんでしょうか。

○榎本主査 圏央道の関係でいきますと、現在、今回の桶川北本インターと白岡菖蒲インターの間がまだ未開通になっております。それから、久喜のジャンクションからさらに東側、久喜から幸手方面に向かってがまだ未供用ということになっておりますので、それらが供用さ

れてインターが開通するという事になった段階で、また同様に禁止地域の指定について検討をさせていただきたいと思います。

○堀議長 いかがでしょうか。

○福森委員 あと、もう一つ、今指定済みのところがあるということで、32までありますよね。それと、説明の中にありましたが、高速道路の500メートル、結局带状でこうなりますけれども、そういうのがやっぱり地図上に表わされると、本当に分かりやすいかなど。実際に、私なんかはこの辺に住んでいるので、走ったときにも分かりやすいなど、余計そう思うんですけども、25年度、来年度できればやっぱりそれは配慮していただければと思いますね。

○榎本主査 実は、現状でもあるのはありますが、改定をされてなくて、ここ数年の間に追加や廃止があったもの、先ほどの三峰山なんかは20年に改正しておりますけれども、そういったものが実はまだ反映されていないため、古いものになってしまっていますので、25年度の予算の中で対応をして全面的に改定をしたものを各市町村を通じて配布をしていきたいなどというふうに考えてございます。

○堀議長 これ今回のエリアで、既にもう不適格な広告物が既にあるということはないんですか。

○榎本主査 痛いところなんですけれども、実は坂戸西スマートインターチェンジにつきましては、現在水田地帯で全く広告物は立っておりません。一方、桶川北本インターチェンジについては、インターがもう既に供用されていて、上尾道路も未整備ではありましたが、通行ができる状態であったものですから、一般広告、いわゆる第三者広告と言われているものが現在2カ所、それから自家広告と呼ばれるものが1本立っております。これは、それぞれ広告主さんに対して、桶川市のほうから今後この禁止地域を予定しているということで、既に説明をさせていただいてまして、おおむねご理解をいただけるというふうに聞いております。

さらに、今回は両地域とも関係する地権者の方に事前に今後指定の予定があるということで、これはパブリックコメント的なこととなりますけれども、事前にお知らせをしております。現時点では、それに対して強く反対されていたということはないと聞いております。以上です。

○堀議長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これは知事からの諮問でございますので、審議会といたしまして意見を聞かれているわけですから、どのようにいたしましょうか。意見が特になければ、意見なしとい

うことになろうかと思うのですけれども、特段意見はなかったと思うので、意見なしでよろしいでしょうか。

○福森委員 審議の結果、意見なし。

○堀議長 そうですね。審議の結果ですか、まあそれは審議会なので審議は必ずするので、慣例でそれは文言として特段入れる必要はございますか、入れてもいいのですか。

○中山課長 今までは、意見あるなしでいただいていますので、審議の結果というのは、ほかの審議会等もいろいろありますけれども、通例ですと意見があれば意見の具体的内容、なければ意見なしということを、諮問に対していただきます。

○堀議長 そうですね、審議をした結果ということは自明なので、入れないということだというご説明だと思います。よろしいですか、それで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀議長 では、意見なしとさせていただきたいと思います。

それでは、次は報告事項になりますか。埼玉県公共事業景観形成指針の改正につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○青木主査 それでは、報告事項1、埼玉県公共事業景観形成指針の改正についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、今日お配りした資料に1つ追加しておりますので、資料の確認をさせていただきます。

まず、報告資料1ということで、埼玉県公共事業景観形成指針の改正について、次が報告の参考資料1ということで、現在の景観形成指針の本文を示してございます。報告の参考資料2ということで、攻略本の抜粋、報告参考資料3ということでカラー舗装の写真を添付しております。報告の参考資料4、こちらは国土交通省の通知文ですが、防護柵の設置基準の改定に関する留意事項についてというものです。報告参考資料の5、こちらが今日追加になっておりますが、景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインの抜粋を添付してございます。

また、皆様のお手元に公共事業景観形成指針の解説の攻略本もお配りしております。付せんを貼ってあるページを参照しながらご説明を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

埼玉県の公共事業景観形成指針は、県の公共事業における景観形成を図る上での方針を示したもので、平成21年度から施行しております。昨年度は、運用システムを変更しまして、これまで一定規模以上の公共工事につきまして自由記述を中心としたアピールシートを作成

するとしていたものを、チェックシートを作成するというに昨年度変更をしております。

この変更につきまして、県の各課、工事発注箇所等に周知をしましたところ、この指針の内容につきまして疑義が何点かございました。これを整理するために、今回指針の改正を検討したいと考えております。

本日の審議会では、改正の方向性につきましてご説明をしまして、審議会のご意見を踏まえ、今後、県庁内での検討を進め、2月ごろ予定しております次回の審議会で改正案をお諮りしたいと考えております。

それでは、まず報告資料1をご覧ください。

今回、改正を考えているのは4点になります。埼玉県公共事業景観形成指針の攻略本と合わせてご覧ください。

まず、最初ですけれども、適用の範囲についてでございます。現在の指針では、適用の範囲は「県が行う道路、橋梁、河川、公園及び建築物の新設（新築）、増設（増築）、外観を変更する修繕及び維持管理」を適用の範囲とするとしております。報告資料1を1枚めくっていただきまして、参考資料1、こちらが景観形成指針の本文、この第2、適用の範囲等の1、適用の範囲、こちらの部分になります。攻略本では19ページになります。ここに県が行う道路、橋梁、河川、公園、建築の新設、増設、外観の変更を伴う修繕、維持管理が適用ですと、書かれております。

今年度、砂防ダムはこの景観形成指針の対象かと、そういった質問がございました。現在の条文で、道路、橋梁、河川、公園、建築物、これを限定列举ととらえますと、砂防ダムは対象外とも考えられます。今日お配りしました参考資料2をご覧くださいなのですが、こちらは攻略本のまえがきの抜粋になります。攻略本の5ページのところになりますが、このまえがきの5行目では、「道路、橋梁、河川、公園及び建築物等の公共施設は、周辺の景観に及ぼす影響が大きく、地域の景観を形成する上で重要な役割を担っている。」とされております。まえがきで、この「等」が使われていること、またこの趣旨を踏まえますと、砂防ダムも山間部につくられる大規模な構造物であり、周囲の景観に及ぼす影響も大きいと考えられることから、砂防ダムも対象とすべきであると考えられます。

また、攻略本の25ページをご覧くださいなのですが、ここでは国の景観形成ガイドラインも参考にしようということになっております。この国の景観形成ガイドラインの上から3つ目、こちらが砂防関係における景観形成ガイドラインということで、砂防事業関係のものも挙げております。ということから、現在の条文は限定列举ではなく例示である

と考えられるため、道路、橋梁、河川、公園及び建築物等と「等」を加えまして、砂防ダムがこの対象かどうかということにつきまして、きちんと示したいということで考えております。

続きまして、報告資料1をご覧ください。

2番目の適用の除外、3番目の色彩の制限、これは両方色彩制限の例外に関するものです。埼玉県公共事業景観形成指針では、みんなで守るルールとして色彩制限基準を設けており、その例外がかなり限定されております。例外の1つが2番目の適用の除外、もう1つが3番目の色彩制限に関するただし書きになっております。

それでは、2番目でございますが、こちらはカラー舗装の取り扱いを適用の除外に加えないということで考えたものでございます。適用の除外につきましては、攻略本の20ページになります。

20ページのところで、適用の除外につきまして、法令等の定めがある場合ということで、道路構造令で標識の地の色が青とされているということが例として挙げられています。

報告の参考資料3をご覧ください。カラー舗装の写真を示したものです。法令等の定めとまでは言えないものもございしますが、現実的に使用することがやむを得ないものと考えられるため、法令等の定めがある場合と同様に扱いたいという趣旨でございます。

まず、一番上でございますが、自転車レーンを表す青のカラー舗装でございます。自転車レーンを所管する担当課に確認しましたところ、国土交通省が現在策定中のガイドラインで対策手法の事例として、青に着色されたものが示される見込みとなっております。また、全国的にも青が使われている状況とのことでした。

また、自転車レーンを設置する場合には、交通管理者である警察との協議が必要でございます。その際に警察から青にするよう指定されることが多いということでございました。この青は、明らかに制限色に該当するわけでございますが、警察との協議等も踏まえ、現実的に使うことがやむを得ないものであると考えることができると思います。

上から2つ目、こちらは障害者用駐車場を表す青のカラー舗装です。障害者用駐車場につきましては、埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブックで、青が望ましいとされております。また、車いすマークは国際シンボルマークですが、国際シンボルマーク使用指針というものがございまして、地の色は青とされております。条例に基づく設計ガイドブック、国際シンボルマーク使用指針ということで、厳密には法令ではございませんが、法令等に含まれるものとして扱いたいと考えております。

3番目は、事故のよく起きる交差点で、ドライバーの注意を喚起するために施工されることが多いベンガラ舗装です。この色も、明らかに制限色に該当しますが、交通事故対策を警察と協議をする中で、ベンガラ舗装を施工することになることも多く、現実的に使うことがやむを得ないのかなというふうと考えられるものでございます。

一番下は、3番目の写真にも載っていますが、路肩のグリーンベルトです。道路の幅が狭くて、車道と歩道が分離できない場合などで、ドライバーに対し歩行者が通るということをアピールして注意を喚起するものです。この色も制限色に該当しますが、一般的に通学路の交通安全対策などに使われることが多いということで、景観のためにグリーンベルトはだめですよとはなかなか言えない状況であると考えられます。

以上のことから、カラー舗装を念頭に置きまして、適用の除外の条文に道路事業における警察協議の結果と公衆の安全を確保するためやむを得ない場合、を追加しようと考えているものでございます。

なお、写真の2番目、障害者用駐車場につきましては、こちらは法令等の範囲というものを広くとらえることで使用可としたいと考えているということの報告になります。

続きまして、また報告資料1をご覧ください。報告資料1の3番目、色彩制限のルールについてでございます。平成24年2月21日に開催しました第39回の景観審議会で、行田大橋の色彩について審議をしていただきました。その中で、今の色彩制限ではちょっとでも色気が付いているものが余り使えないという基準であり、本当にこれでよかったのかという疑問も感じると、そのようなご意見がございました。それを踏まえて、色彩制限のルールを見直そうとするものでございます。攻略本では、42ページ以降が色彩制限のページになります。

現状では、公共施設の外観の仕上げに用いる素材や塗装は、別表の色彩制限基準に該当する色彩としない、つまり、制限色が一切使えないということになっております。代表的な色相別の制限基準が攻略本の46ページ以降に示されております。この例の中の赤枠の中の色が制限色ということで、明確に色が付いたものが制限色ということになっております。

ちなみに、この制限色は埼玉県景観計画で定められているものと同じでして、一定規模を超える建築物や工作物を民間で建設する場合の制限色と同じになっております。ですが、民間の場合は何が違うかといいますと、立面の面積の3分の1までならば制限色を使ってもいいということになっている点が公共事業と異なっております。この制限色の制限される範囲、赤枠で囲った範囲、これ自体を変更して公共事業の制限を民間の場合よりも緩くするというのは、公共施設が景観形成に重要な役割を担っているという考え方にも反すると思われ

ので、制限色自体を変更するのはなかなか難しいものであると考えております。

そこで、一切使えないこととしている制限色を民間の場合に倣って、一定面積までは制限色が使えることとして、厳し過ぎるとも考えられる色彩基準に少し自由度を加えようというものでございます。

今後県庁内で担当部署と協議してまいります。民間の場合が3分の1ですので、恐らく3分の1若しくは3分の1よりも厳しい方向で検討していこうと考えております。

また、ただし書きで色彩制限の例外を定めております。現在は、市町村が地域カラーを定めている場合がまず一つ。あと、もう一つが地域のシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会の意見を聞いた場合、に限定されております。この二つだけに限定されておりますと、例えば具体的な事例としまして、制限色で塗装されている構造物のごく一部が破損し、それを修繕した場合に、その修繕部分の塗装をどうすべきかということ考えた場合に、修繕部分だけを基準に合った色彩にしますと、そこだけ周りと違う色になってしまい、かえって違和感が出るということになります。修繕に合わせて全体の塗装を塗り直すのが当然一番よいのですが、費用もかかります。安全のために修繕をしたいけれども、全体を塗り直すほどの予算がないために修繕ができないということになってしまっただけでは本末転倒ですので、一部を修繕する場合については従前の制限色を用いてもよいということを追加に考えたほうが実際の運用としてはいいのではないかと、こういう意見がございました。

また、公園の遊具なども実際には基本的に原色に近い色、赤とか青とか黄色が使われていることが多い。また、遊具の色としては原色に近い色であっても、それほど問題はないのかなということも考えられますので、公園の遊具等で利用者の関心を引くために制限色を用いる場合、こちらについては公園担当課のほうから色彩制限は守れない、というような意見があったものでございます。

報告資料1にもう1回戻っていただきまして、次が4番目、制限色についてでございます。この制限色につきましては、ガードレールなどでよく今使われておりますダークブラウンが使えるように変更したいというものでございます。

報告の参考資料4をご覧ください。報告参考資料4、こちらは平成16年3月31日付の国土交通省の通知文になります。この日付で防護柵の設置基準が改定されておまして、従来白を標準とするとしていた防護柵の色彩について、良好な景観形成に配慮した適切な色彩とするとされております。したがって、現在ガードレール等は白が基本ではないということになっております。

参考資料の4の裏面をご覧ください。

こちらは、同日付で国土交通省が取りまとめた景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインの概要でございます。この中ほど、2、景観に配慮した防護柵整備にあたっての留意事項の(2)でございますが、ダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーから選定することを基本とするということになっております。

ところが、現在の公共事業景観形成指針では、圏央道以東で用途地域が定められていない区域においては、このダークブラウンが制限色で使えないということになっております。景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインの概要のダークブラウンの標準マンセル値でございますが、10Y R2.0/1.0とされております。

攻略本の43ページをご覧ください。

43ページの②、こちらが関越道以東で用途地域が定められていない区域の色彩制限基準になります。ダークブラウンの10Y Rはこの色彩制限基準の表の一番上です。7.5Rから7.5Yに当たります。明度が2.0ですので、この表でいうと明度が2以下。そうしますと、全ての彩度が制限色、つまり明度が2以下の時点で、その色は制限色、ということになっております。従って、ダークブラウン、標準マンセル値が10Y R2.0/1.0のものは制限色に該当するという状況です。

全国的に使われているダークブラウンのガードレールが、埼玉県の間越道の東側の用途地域がない区域について使えないのは不合理であると考えられます。そこで攻略本の43ページの②の表について、7.5Rから7.5Yの場合、明度が「2を超える」のところを「2以上」、明度が「2以下」のところを「2未満」と、そうすることでダークブラウンが制限色ではなくなるということになりますので、ここの明度の「2を超える」を「2以上」、「2以下」を「2未満」ということに変更したいと考えております。

なお、今日追加させていただきました報告の参考資料5、こちらは景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインの抜粋でございます。具体的に色彩を選定する例を示したものでございます。

例えば、1枚めくっていただきまして、塗装面が比較的小さい防護柵の場合はダークブラウンを選定することを基本とするなど、ある程度の場合分けでこのようにしたらよい、というような提案がされております。実務的には、県の公共事業担当課所にこの趣旨をよく周知しまして、これを参考にしながら地域の状況に応じた色彩を選ぶということになると考えております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○堀議長 それでは、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

○福森委員 報告資料1、適用範囲の「等」の建築物等の説明ですが、ご説明の中では国のガイドラインに倣いということでしたね、たしか。その中に、農業施設とか、農業、25ページ、1番に農村整備がありますけれども、先程の「等」の説明は砂防が中心だったと思います。農村整備については、どのようにとらえられているのでしょうか。今回の専門家アドバイスでは農業用排水路に触れているわけですから、その「等」にそういったものも含めるのか、またさらに広げた範囲での「等」としてとらえるのか、やはり砂防まででとどめるのか、その辺のお考えをお示しいただければと思います。

○青木主査 まず、基本的にこの攻略本をつくるときに、25ページの先程のところに砂防も入っております。また農村整備に関する国の景観形成ガイドラインも参考として、この中に入っていて、これらの景観形成ガイドラインを参考とするということになっておりますので、農村整備も含め、この景観形成指針の対象とするという趣旨であると考えられますので、農村整備もこの「等」の中に入れて考えるものと考えております。

○福森委員 はい、分かりました。

○堀議長 逆に、適用されないものっていうのは、どういうものが入っているのか。県がやるのは、大体全部適用するのだと思いますが、こういろいろ書くということは適用しないものがあるということですかね、どんなものが適用されないのでしょうか。

○青木主査 適用されないものと言われましてピンとくるものが特にございませんので、基本的にはこの趣旨としては、公共事業でつくるものは景観に与えるインパクトが大きい、ということが前提にありますので、基本的には対象とすべきであると考えております。

ですから、ここで限定列挙のように読めてしまうルールはよくないというふうに考えております。

○堀議長 列挙しなければよかったのかな。県がつくるものは、すべて基本的になると。ただ、仮設で出てきたりとかというので、例外的にブルーシートを使ったりということもあるかもしれないから、そういうのは除くのでしょうかけれども、基本的にできるものはすべてですかね。

この件について、先にやってしまいませんか。適用の範囲、今のところでほかに何かご質問、ご意見ありますか。

○高橋委員 よく今、山間部の道路を走っていると、森林を伐採していますね。景観をよくするために、伐採事業なども対象事業でやっているのですけれども、そういうものはこの景観

形成の場合、どこへ……

また、西武線に乗って来るのですけれども、飯能の河原あたりの電車から河川の景観を見やすくして、林を切っているとか。何かのそういう事業になっているのだと思いますが、そういう形成はこの場合、どこへ入ってくるのかなと。

○青木主査 恐らく、今、委員のおっしゃっているのは、農林部局でやられていることで、恐らくもし本当に景観のことでやっているのだとしたら、伐採することで見通しをよくしましょう、ということでやられているのだと思います。その辺、我々も把握しておりませんので、今後農林部局とお話をしたいと思っております。それがやはり景観という観点でやっているのだとしたら、我々も連携し、例えばこういうふうにやっていきましょうよというような話をすべきだと考えております。

ただ、今の公共事業景観形成指針、これはあくまでも公共事業で何か物をつくる場合に適用されるものであり、景観を考えて森林伐採をする、ということとは、少し話が違いますので、公共事業景観形成指針とは別のところで農林部局と調整する余地があるのかなというふうに考えております。

○堀議長 よろしいですか。

これは、あくまで公共施設ですね、物をつくるときのなので、景観整備で眺望をよくすることはちょっと違うという、そういうご説明ですね。

ほかにはいかがでしょうか。はい、お願いします。

○藤井委員 色彩のところですが、資料の景観形成指針の参考資料1の第6の運用システムのところですが、かなり何でもありという書き方で、何かあったときには専門家のアドバイスを受ければオーケーということになるので、ここまで色彩に関して緩くなるような運用システムがあるなら、もうちょっと色彩の幅を広げるような形でやれないものなのかなという気がするのですけれども。

○堀議長 今のお話は、この攻略本の46ページにありますよね、この制限される範囲というのが決まっていますけれども、これをもっと緩くして、それでいろいろ意見を聞いて、ケース・バイ・ケースというか、一つ一つの案件について考えたほうがよいのではないかと、こういう……

○藤井委員 結構、専門家のアドバイスを受けることによって、ある程度みんな守らなくてはいけないルールが崩されていくのであれば、最初からもう少し、やはり環境、景観といっても、きれいな色、自然にマッチした色で彩度の高い色っていっぱいありますよね。彩度が

高いからだめだというルールは何もないと思うので、その辺はちょっと考え方がおかしいかなと思ってはいるのですけれども、この辺をもう少し皆さんで考えていただければありがたいと思います。

○堀議長 はい、お願いします。

○青木主査 今、委員がおっしゃった第6、運用システム、この専門家アドバイスはあくまでも審議会のご意見を聞いて、公共施設について景観上の配慮をしましょうという話でございまして、専門家アドバイスを受けたからといって、色彩の制限基準が緩まるわけではございません。多分、今、委員がおっしゃっているのは、第5、みんなで守るルール1、公共施設の外観の色彩で、基本的には色彩制限基準に該当する色彩とはできない。ただし、市町村が地域カラーを定めている場合、または地域のシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会の意見を聞いた場合は、この限りではないと、恐らく審議会の意見を聴いたら何でもできてしまうということだと思います。しかし、実際にこのルールを事業担当課が使うのは非常にハードルが高いです。何かの色を使うときに景観審議会に説明をして、こういう理由でこの色が要するという話をきちんと説明するのは、かなりハードルが高いので、審議会の意見を聴いて何でもできてしまうということにはなりません。以上です。

○藤井委員 まあかなりの決定権をこの審議会に託されているということを考えると、彩度の問題というのはもうちょっと皆さんで検討していただけるとありがたいと、私はそう思っています。

○堀議長 これを決めた経緯があると思うのですよね、それを無視してはできないので。

例えば、一番不思議なのは、関越道の東と西で変えているというのは、あれが全く私にはよく分からないですよね。でも、そのときの審議会がそれがベストだと決めたので、そのときは恐らく我々が今分からない背景とか、事情とか、いろいろあったと思うんです。

ですから、簡単にこれを見直すというわけには、なかなかいかないかなと思います。よほど議論を尽くさないとな。

○岩松委員 色彩の話なのですが、制限色は多分今おっしゃっているように高彩度のものがあり過ぎると、要するに景色に差し障るということで、今ここ以外のところで制限がかかっているんですが、問題は数値的に決めれば済むということでは本当はないのです。実際には、面積比もあり、あとデザインもあるわけですから、実を言うとそんなに彩度ばかりというわけにはいかないのですが、現場の窓口からすると緩くすると、それこそ「よいのではないですか」という話になって、結果すごいものができてしまうという可能性があると思います。

ですから、逆をいうと、ほかの制限色もここに今書いてありますけれども、みんなに親しまれていて非常によいというものがたまたまあった場合ですね、例えば橋とか、そういう場合には逆にいうと制限色だけれども、みんなに愛されているからいいのじゃないかというただし書きみたいなものがあればいいのであって、遊具とか柵に関してもここに載っているのですけれども、遊具とか柵はそのときの外観の一部なのですかね、そこがそもそも疑問なのですが、柵はよく問題になるので申し上げますと、実際この中に書いてあるのが、この国交省の決めた色にしなさいと書いてあるわけではなくて、第1章にちゃんと防護柵の色彩は地域の特性に応じた適切な色彩を選定することが原則と書いてありますので、どうしようもなければダークブラウンはよろしいですよと、この攻略本の何ページかに書いてありますが、ですから柵に関しては外観色かという、私は柵はどうかと。そもそも、柵は外観色なんでしょうか。ここに書いてあることが、外観の色彩と書かれている、公共施設の外観の色彩と書いてありますから、現場の方が柵については使いたいということであれば、ただし書きで柵は例外とすると書けばいいだけの様な気がしてしまいます。

それと、暗い色、明度の2に関してご指摘があるようですが、明度2というのは多分大きなものに使うと、ほぼ黒に近い。そんな暗い地味で大きなものが、田園地帯にぽ一つとできたら、それはいいのかどうかということなのではないかと思えます。これを多分つくったときはそうだったのだろうと思われるのですが、いかがでしょうか。

○青木主査 防護柵の設置基準、こちらができたのが平成16年3月31日、公共事業景観形成指針、こちらを策定したのが平成21年5月ですので、指針を策定したときには、この防護柵の基準は既にできていました。防護柵について、確かに地域に応じたというのが前提にありますが、ダークブラウンを1つの標準とすることになっているのに、この公共事業景観形成指針ではそれが使えないところがある、ということになっています。これは内容に齟齬がありますので、当時の担当にこれはそこまで考え抜いて決めたのでしょうかと聞きましたら、きちんと整合性を図ったわけではなかったようでございます。

担当レベルの話ではございますが、もし仮にこういう国の通知があるのに、あえて使わないとするからには、かなりの議論があったはずなのですが、それがなかったということだけは間違いございませんので、ここにつきましては策定する段階での確認不足というのが多分あると思えます。

柵自体が公共施設の外観の色彩かというお話がございましたが、ここで外観という言葉を使っているのは、例えば建物の内部は景観ではないからということで、外観という言葉を使

っているぐらいにしか、多分この外観という言葉解釈することはないのかと思います。基本的に柵をつくれれば、それは見ると、見えるものは景観の中の一部ですよということですので、やはり柵につきましても外観ということで考えてよろしいのではないかと、こちらでは考えております。以上です。

○堀議長 ほかにいかがですか。

○福森委員 事前に、これも質問という形で挙げたのですけれども、色彩、今の防護柵は地域の特性に応じた適切な色彩を選定することが原則と、先程の資料の中には、また市町村が地域カラーを定めている場合があって、スクールカラーのようなことが書いてあるのですけれども、この具体的に地域の特性に応じた適切な色彩、これはどういうふうに解釈しておられるのか、お示しいただければと思います。

○青木主査 福森委員から、事前にあったご質問内容を踏まえまして、報告の参考資料5を追加しているところでございます。当然、まず基本的に何色がいいと断言することはできず、地域に合ったものを使いましょうというのがガイドラインの趣旨でございますが、このガイドラインの中で例えばということで例示としまして、ガードパイプ等の比較的面積が小さい場合はダークブラウンを選定することを基本とする。例えば、次のページへいきますが、都市部においてダークブラウンが重たい印象だったらば、グレーベージュも候補色にしましゅうとかですね、真ん中辺になりますが、歴史的建造物の周辺、歴史的街並みが形成されている地域におきましては、ダークブラウンにダークグレーを候補色に加えまじょうと。一応、あくまでこれは1つの例ではございますが、防護柵においてはこういった具体的な事例が挙げられているということになっております。

実際、これがあるからといって、こうしなさいという指示を我々から工事担当者にはしません、こういうものも参考にして地域に応じたものを施工しまじょうということになると思います。以上です。

○堀議長 ほかにいかがですか。

報告参考資料3をちょっと見ていただきたいのですけれども、カラー舗装の取り扱いで、これは②の適用の除外のところ。一番上と上から2つ目、これ同じ青でも随分違うと思うのです。上の青、これは国交省さんが進めている色ですけれども、青とするのは構わないと思いますが、青でもいろいろな青がありますし、赤でもいろいろな赤がありますけれども、ぜひ埼玉県はいい青を使ってもらいたい、ひどい青は使わないでほしい。これ青というのを決めるわけですね、この適用の除外のところカラー舗装の取り扱いで自転車レーン

は青舗装だと、これを認めると言っているわけでしょう、そうよね。

だから、流れとしてはこれでいいと思いますが、青でもいろいろあるのでね、埼玉で使う場合にはぜひいい青をね。青って書くわけで、このマンセルで指定するわけでないから、いい青を使うと、市町村に対してもぜひ。違うでしょう、この上と下ね。

○岩松委員 緑も入れていただくと。田園地帯で、この緑は少々人工的……

○藤井委員 それを言ったら、ベンガラもね。

○岩松委員 ベンガラも、これ都市部では仕方がない、彩度があるのは確かに、安全のために必要なと思うんですが、田園地帯にさほど極端な彩度は要らないのではないかと、特に青はそうだと思います。

○堀議長 ここでこの話をしてもしょうがないんですけれども、ヨーロッパでやっている工夫と全然違う方向へ行っているんですよ。色彩学会に2年前に呼ばれて、この専門的な話をしたのですが、ヨーロッパでは我々形で認識するじゃないですか、形を一切考えずに色だけで何とかやろうとしているんですよ。色というのは、私は便宜的に慣れるまで色を使うのはいいと思いますが、本来は形なんですよ。みんなヨーロッパだと、全部形でやっているんでね、いろいろな形の工夫が実はあるんですが、まあここで議論することじゃありません。いい色を使うように、ぜひとも心がけて指導をしていただきたいと思います。お願いします。

○吉岡委員 私も、その中身の色については、ここで話し合う場ではないのだなと思って黙っていましたが、議長さんがその話題を出していただいたので、せっかくなので申し上げますけれども、何か事例を示すときにこういう写真を使うことも多いと思うんです。だから、これは適切でない写真なのではないかなと、ちょっと辛口ですけれども、言わせていただかざるを得ないなと思います。

やはり私もちょっと色をかじっただけなんですけど、色は確かにインパクトがあって、いろいろな情報を提案できるけれども、目のご不自由な方、色覚異常の方もいらっしゃるときに、このベンガラの赤と緑はどうなのかなと、まず思ってしまうし、やはり明暗、コントラストとか形というものがとても誰にでも、まず伝わる情報になるということがはっきり分かっていますから、この中身の色こそいいモデルをどこかで考えていただくことが大切ではないかと思いました。以上です。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか。

○青木主査 自転車道の担当部署から、国でつくっているたたき台のガイドラインのコピーを借りてきたのですが、その中に色彩で着色する場合には明度とか彩度等に留意を下さいと

いう決まりがきちんとして入っていますので、担当課と今後調整しまして、余り突拍子もない青が使われないように配慮していきたいと思います。以上です。

○堀議長 よろしくお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。

これは、報告ということで聞き置くだけなのかなとも思っていたのですが、あれですか、審議会としての意見を取りまとめたほうがよろしいですか。

○青木主査 今日ここでお話しまして、ちょっとそれはまずいのでは、ということにならないかを確認させていただき、皆様の御意見を踏まえて、今後県庁の内部で調整をしていきたいと思っております。

○堀議長 分かりました。

そういう意味では、特段全くあり得ないという話ではなかったかなと思います。それと、上のすべての公共施設を対象とするということ、それから特に交通安全上の問題で先ほどの青とベンガラと緑ですね、この問題も色の配慮はして欲しいですが、それ自体がいけないということではなかったかと思ひます。

それから、制限色を一定範囲で使えること、橋の色を合わせるとか、それから遊具の話、これも特段異論はなかったかと思ひます。

それから、ガードレールのダークブラウンですね、これも特段異論がないでよろしいですか。

今後、詳細な議論はあるかもしれませんが、大きな方向としては特段ないと思ひます。個別には、私もダークブラウンは私が開発に携わっていたので、またいろいろな詳細に細かい話あるんですけども、基本的な方向としてはこれでいいのかなと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、報告1はこのあたりで切り上げたいと思ひます。

では、続きまして報告事項2です。これは、この間のアドバイスの件だろうと思ひますが、公共事業景観形成指針専門家アドバイスにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○下主任 では、9月5日に公共事業景観形成指針の専門部会において専門家アドバイスの案について整理していただきました。この対象事業の概要について、私から説明させていただきます。失礼ですが、座って説明いたします。

では、まず専門家アドバイスの規定についてご説明したいので、先ほどの報告事項1で使いました報告3の資料1をご覧くださいませうでしょうか。

こちらの資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目の真ん中に第6、運用システムというものがございます。この中の2番、専門家アドバイス、こちらに規定がございます。専門家アドバイスを受ける対象が2つございまして（1）基本設計段階、基本設計を行った公共事業のうち、景観形成上特に重要なものについては、実施設計を行う前に審議会のアドバイスを受け、実施設計に反映させる。（2）施工段階、基本設計段階で審議会のアドバイスを受けた公共事業は、今後の公共事業の取り組みに生かすために、施工後に審議会のアドバイスを受けるということになっております。

本年度、専門家アドバイスを行った対象は、2件ございます。では、報告資料2-1をご覧ください。

A3のカラー刷りのものですが、左と右で対象事業を1件ずつ掲載しております。

まず、左側、台山排水路の設計段階のアドバイスでございます。こちらは、吉見町にございます農業用の排水路でございます。この水路は、延長が1.2キロございまして、鉄筋コンクリートの柵渠、底打ちはございませぬ。水路の幅は4.5メートルでございます。コスト及び施工期間を踏まえますと、ほかの工法への変更はできません。転落防止柵は1.2キロの全区間で設置を予定しております。水深は夏季で1.8メートル、冬季で0.2メートルでございます。

ゲートの構造は、ローラーゲートで幅4.5メートルのものを1つ設置します。躯体は現場打ち鉄筋コンクリート、周囲には転落防止柵を設置いたします。柵等の鋼材の塗装は、通例では水色を採用しております。

この農業用排水路といいますのは、圃場で利用した水などを排水するための施設でございます。しかし、今回設計対象の水路は要所にゲートを設けまして、堰上げを行うことにより反復利用をし、田園地域に網の目のようにはりめぐらされた水路へ水を送り、耕地を潤す用水路の面を併せ持つ農業用の排水路として利用されています。今回は、現存する排水路及び水位を調節するためのゲートの改修を行うものでございます。鉄筋コンクリート柵渠の農業用排水路とゲートの事例写真を下に掲載しております。

続きまして、右側に記載されております大場川、こちらにつきましては先ほど説明した台山排水路と違いまして、施工が完了したものに対するアドバイスとなっております。この大場川は、平成21年度に設計段階のアドバイスを実施しております。

では、2枚目をご覧ください。

2枚目におつけしておりますのが、平成21年度に設計段階で大場川に対して行ったアドバイスでございます。アドバイスは、大きく3点ございまして、1つ目が小規模な休憩施設を

数カ所整備できるとよい、2点目が視方向の立ち上りを抑え、視対象を見やすくすべきである、3点目が対岸との一体化が図れるとよいというものでございます。こちらは、施工が終わった後のアドバイスでございますので、本年度アドバイスの内容といたしましては、この設計段階のアドバイスにどのように施工段階で対応できたのかということと、今後に向けてどのように工夫をすることができるか、その工夫の余地についてアドバイスをしていただきました。概要についての説明は以上でございます。

○堀議長 報告資料2-2のほうはまだですね、これは。

○下主任 報告資料2-2につきましては、専門部会の部会長である中津原委員からご説明いただきます。

○堀議長 では、2-1のほうの1枚目の左のほうはちょっと置いておいて、右をやってくれと、こういう話ですか。

○下主任 いいえ、左も右も両方、今回対象事業が2つありまして……

○堀議長 では、お話を伺ったほうがいいですか、先に。

○下主任 はい。

○堀議長 では、お願いします。

○中津原委員 それでは、2-2ですね、1枚目が今回新しく施工前にアドバイスを行ったもので、2枚目が施工後にアドバイスを行ったものとなっております。

まず、1枚目の台山排水路のゲートと水路についてですが、アドバイスの大きな趣旨はここにある2点、まずは安全に配慮しながらも、周辺の田園風景になじんだ整備をするということ、それから2点目は水路の景観が単調にならないように変化を与えるとともに、生物への配慮をするという、この2点でありました。ウエイトからいえば、アがまず第1です。ゲートですとか、それから転落防止柵ですとか、そういう人工物がかなり目立つものが入りますので、これを田園景観になじんだものとするというのが大きな、最も重要なアドバイスの趣旨です。2点目は、用排水路ですので限界はあるわけですがけれども、できればこういうことも配慮してほしいということでもあります。

以下は対象で分けております。①がゲートについて、②が水路についてです。①のゲートについてですが、これについては今回アドバイスできることとしましては、いろいろな装置の鉄部の色彩、これしかできないだろうということで、これについてアドバイスしております。一般に採用している鉄部のペンキというのは、日光のもとではすごく彩度が高くなる水色なので、周辺の田園景観と調和するためにもっと落ち着いた色の塗装としてほしいとい

うことです。彩度の低い青系の色彩が望ましいと、ゲートについてはこの1点に絞ってアドバイスしております。

なお、下の四角囲みの中のゲートの形状に関する提案というのは、これは深堀先生からこういう提案を書いていただきましたので、これも参考のために事業者にもご説明して、今後の参考としていただきたいと、今回は無理です。要は、無機的といえますか、もう少しシンボリックでまとまった形のゲートを考えて、その中にいろいろな橋台とかですね、そういう工具も形の中に含めてシンボリックなゲートとしての形をつくり出すようなことを考えたかどうかというアドバイスであります。

それから、右のほうにいきまして、水路に関するアドバイスにつきましては、これはそこにも写真の例がありますけれども、転落防止柵の色彩というのが最も重要です。色彩と位置ですね。こういう、さっきも言いましたように、かなり水深の深い用排水路で、それからもちろん余り人が立ち入って何かしてもいけないんですよ、用排水路というのは。ですので、防止柵がつきます。工費の関係からも、別に独自の新たな転落防止柵を考えていこうということではありませんので、既製品を使うという、その前提のもとで、転落防止柵の色彩と、それから柵の位置と、この2点をアドバイスしています。

既に、行ったところでは、本当に田園景観が見渡す限り広がっているようなところで、その向こうのほうに、遠くからは見えないのですけれども、用排水路が流れていると、それが延々1.2キロにわたって、それに転落防止柵がつくということです。もちろん、両側ですから、二重にこうバーツとつくということで、これは相当なインパクトがあるというのが現地に行った我々の印象です。

そのために、既製品を使うとはいっても、既製品の中から白以外でも彩度の低い色彩のものを採用するが好ましいということで、茶色、ダークブラウンとかダークグレーとかですね…

○岩松委員 これがグレーベージュです、茶色かかった……

○中津原委員 じゃ、それちょっと見てもらいましょうか。

○岩松委員 白以外の、これがグレーベージュというちょっと明るめのもので、こちらが茶色がかったグレーということで、これがダークブラウンということです。これが国交省の柵の候補と言われている推奨色と言われているものです。

○中津原委員 特に、これは目立たないと落っこちてしまうとか、ぶつかってしまうとか、そういうものではありません。ですので、そんなに目立つ必要もないということです、こ

ういう色、これは既製品であるということなので、これを使ってほしいというのが色彩についてのアドバイスです。

それから、もう1点は転落防止柵の位置なんですが、おおむね標準的な断面、そこに書いてあるようなことになっておりまして、外側に通路があると、これは公道です。公道だけれども、そんなに人通りは多くない、お百姓さんが何かのときに通るぐらいのものだというお話でしたが、そこで転落防止柵がついている。少しスロープがあって、それから柵渠の天端があって水路があるということになります。これが実は平らなところもありまして、これは全く柵渠の天端と道路が平らになっているところがありますし、少し天端があって高くなっているところも1.2キロの間にはいろいろあるということでもあります。それが道路の直近の天端に立てるというよりは、スロープがある場合には法尻のほうに設置すると、遠くから見た場合には目立ちにくくなると。これは今は法面はただこう書いてありますけれども、実際には夏になると、転落防止柵と同じくらいの高さに草が茂ったりする場合もあるということですので、これを法尻のほうに下げていくと遠くからの見え方としては目立ちにくくなるのではないかとということです。これが位置についてのアドバイスです。

3番目は、先ほどの趣旨のイのところに対応することですけれども、水路の景観に変化を与えるとともに、生物に配慮するということで、護岸のセットバックによる小さなワンドの形成とか、魚巣ブロックの使用という、こういうものを考えてみて欲しいということでもあります。位置的に、少し道路から引きがあったり、スロープがこう緩く余裕があったり、少しスロープをきつくして水路の幅を広げるとか、そういうことができる場所も部分的にはあるということなんで、そういうところを利用して、ワンドをつくったり、かごマットを設置したりと、あるいはコンクリートが原則なんですけれども、基礎の護岸で間知ブロックがあったのを、それを再利用するような工夫も考えてほしいということをおアドバイスしております。

以上が台山排水路についてです。極めて限定的なアドバイスしかできないのですが、そういうことでもあります。

2番目は、以前にやった大場川の水辺再生100プランについての施工ができた段階での報告を受けまして、それについてその評価と今後のアドバイスをしたということで、先に出したアドバイスの内容は、先程ご説明があった1、2、3でありまして、まず②として完成した事業の評価ということでもあります。

上段のほうの写真がありますが、これは我々もこういうことを予想していたわけではないんですけども、実際には地域の方々に非常に喜ばれていて、そこでいろいろなイベントを

やったり何かしているということのようです。もとは、ここは車が通るような砂利道だったのですが、今は車が通れないようになって、そこでいろいろなことができるというような河岸の空間ができています。それを地元の方が利用していると、非常に歓迎されているということでしたので、これについてはアドバイス申し上げてよかったなということでもあります。

それから、2番目がテラスですね、こういう形のものを設置されました。これは、いわゆる組立歩道ということで、工業製品のプレキャストとか、あらかじめできたものをそこに設置すると、下のスチールのパイプで支えて設置するというようなことでありました。これは少し思っていたものとは予想外だったのですが、工期等とかの関係でこういうものしかできなかったということのようです。

その結果、非常に平らなテラスと、それからその前の1.1メートルの転落防止柵があって、それから道路側とも若干段差ができていたといったような、そんなことになっておりました。これは、もともとのアドバイスで想定したテラスとは少し違っていたという意味では残念だということです。

それから、大きさとしても、小規模なものを幾つかというようなことでお願いしたのですが、結構長大とまではいかないけれども、まとまったものが1個ということでした。できれば、自然護岸のところですので、そういうものが、小規模なものが所どころにあるということのほうがよかったのかもしれませんが、このようなことになっています。

右にいきまして、今後に向けたアドバイスですが、段差があるということで、車いすの利用などがしにくくなっている、高齢者にとっても利用しにくくなっているということで、スロープですりつけるというのが今後やれるのではないかということです。

それから、2番目、今整備したこの川と反対側の民地境界のところベンチがあると、これ1カ所でしたっけ、2カ所ですね、向こうに見えていますね、設置されているんですが、これが以前から堀先生が言われているようなベンチとしての領域性の確保がされていない、空間の中にポツンと立っているといったようなベンチが2カ所整備されているので、これについてはもう少しベンチの領域性を確保すること、それから安心して座れるような、そういう整備ができないかどうかということでもあります。

ただ、このベンチ、この写真でいいますと、左側はもう民地なんです、工場の敷地ということ。そのぎりぎりに立っています。ですからそちら側とも協働してといいますか、協力を得て植栽などをして、少しベンチの空間を改善するといったようなことをされたらどうかということでございます。

以上なのですけれども、全体的には思ったとおりにできていない部分もあるし、もう少しというところもあるのですが、やっぱり一応我々でアドバイスをして、それに応えてつくってくれたということですので、こういう現場の方と審議会との協力のシステムというものが定着していくということが大事だろうということですので、一応評価するものは評価して、更にこんなこともこれからやっていただきたいなというようなことをアドバイスするということがいかがでしょうか、補足あったらお願いします。以上です。

○堀議長 どうもありがとうございます。

それでは、質問、ご意見をお願いしたいと思います。

○福森委員 まず、台山排水路について、私見を申し上げます。

さっき事務局のご説明で、鉄筋コンクリート柵渠で底打ちなしというのは、3面護岸を回避して生物の生態への配慮をにおわせていると。ただ、多様な生物が耕地と農業用排水路を行き来することができて、その生物の繁殖に貢献できるクリークを設けるなど、そういった、さらに耕地内の水路も生かして小さな魚道的なものをつくるようなことが真の生物への配慮であろうと思います。

一部、魚巢ブロックを使用するアイデアに加えて、その当該部分近くに水面に影を落とす樹木を植栽することなども水路の単調化の防止と、魚付の効果をもたらすということになるかと思われまます。

こういったことは、皆様には釈迦に説法かもしれませんが、千葉県野田市の江川地区、バブルがはじけて宅造が農業生産法人の基地になったりしているようなところですが、コウノトリの国交省、農水省のプロジェクトの日本を代表するエリアで、そういったところなんかは参考になるんじゃないかという感想を持ちました。

それから、2つ目の大場川ですが、施工前と施工後が私は逆転しているのかなという印象を持ちました。というのは、やっぱりコンクリート主体の無機質なことから自然護岸に水辺を再生するというのが時流であって、それに逆流の感がすると。水質が良好ではなくて、浅瀬がない、水深が深いとなれば、アドバイス2にあるように転落防止柵の設置が優先されるのではないだろうかと思います。

施工済みのため、今、中津原先生からご報告があったのですが、ベンチ背後に緑陰、土地の問題もありますけれども、緑陰効果のための落葉広葉樹等を植栽する。さらに、それが私倉庫と思ったのですが、工場ですが、その違和感もやわらげられるのではないかという感想を持ちました。以上です。

○堀議長 はい、ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

○上田委員 大場川のほうですけれども、質問も実は加わっているのかもしれないのですが、この道のところですか、色はどうしてこの色になってしまったのかが、私に分かっていないのですけれども、この色がすごく残念です。意図がもしかしたらおありなのかもしれないのですけれども、施工後の写真を拝見して思った部分です。

今、意見がありましたとおり、周りは田園風景ではあると思うのですけれども、できれば植栽、樹木、草花が自然と新しい部分のテラスにもプラスされていて、ベンチももう少し考慮されたら、もう少しよかったのかなとも、もちろん後からのアドバイスだと思うのですけれども、残念だなと思う部分として感じました。以上です。

○青木主査 この工事を担当した部署に確認をしたのですが、施工前の写真が報告資料2-1に載っております。施工前は砂利道で、普通に沿道の工場の方の車が通っていたというところでしたが、ここを整備して車が入れないように車止めを設置しております。また、車は基本的には通れませんよと、歩行者の方が通るところですよということで、それを明示するために赤にしたということでありました。やはり少し赤が明る過ぎるという印象は確かにあるところですが、現場は歩行者だけしか通れませんよということを明確にしたかったという意図があったと聞いております。

○上田委員 それは県の指針には問題ないのですね。

○青木主査 厳密に申し上げますと、現時点の公共事業景観形成指針では、この色は使えない色となっております。ただ、交差点等で使うベンガラ舗装も、やはり今は使えない色ですが、実際使われているという状況で、そこは今制度と実際の間で齟齬があるところです。

今の段階で、交差点の中にあるベンガラ舗装はだめとは、我々もなかなか今の状態では言えない状況でございまして、これもそこまで強調する必要があったのかということになるのだと思います。厳密に言うと公共事業指針には反しておりますが、ベンガラ舗装の使用を今の時点でだめと言えない状況であるために、こちらもこれ以上のことは言えないというところでございます。

○中津原委員 こちらの河岸の形状もそうなのですけれども、これは一部ですよ、大場川の1キロくらいありましたっけ、その中の一部にこういう休憩施設、展望施設的なものをつくったということですので、全体がこういう人工的なものにしてしまったということではないはずです。

そうすると、この舗装も途中までになっていたのではないですか。舗装も全部こうしたのですかね、この色で。

○青木主査 今回は100メートルの区間におきまして施工しております。その100メートルの区間は、この色になっているというのが現状です。

○中津原委員 河岸全体をこういうふうにしたということじゃないですし、その残りの部分はおもとの自然護岸で草が茂っていて、転落防止柵もこの高さ上必要ないので何もしていません。ただ、ここでこういう展望施設を設けると、それはここでは転落防止柵が必要になるので、ここに付けたということです。

○堀議長 ほかにいかがですか。

○岩松委員 一応念のためにお聞きしたいのですが、このベンガラ色ですが、車止めがあるとおっしゃいましたね。それで、この色を選定したときに、これは何か基準があるのですか。先程の交通何とかなの交差点のベンガラ色を準拠しているということなののでしょうか、現状としては。

○青木主査 交差点のベンガラ舗装は、基本的に警察の協議を経ておりますが、こちらは警察との協議はないはずで。こちら、あくまでも道路ではなく、河川管理用通路でございますので、この河川の管理者がある意味自由に決められる。ただ、やはり公共事業を担当している者に、歩行者用というベンガラという、そういうつながりが多分あるのだと思います。

例えば、これ以外にも、人が歩きやすいようなゴムチップ舗装とか、やはりそういうところもベンガラ系の色にすることが多いので、今回景観形成指針のほうでベンガラ色はよいではなくて、警察との協議を経たものや、公衆の安全を考える上でどうしても必要なもの、そういう場合はいいよというふうにすれば、例えばこれはそこまで必要ないから、この色はだめだよと我々も言えるというところがございます。

○堀議長 ほかにいかがですか。

○高橋委員 この発注形態は、河川の護岸をやった部分と道路舗装等を発注した部分は違うんですか、同じ県なら県から出るんですか。

○青木主査 一緒です。河川の担当で、この河川とこの通路、両方まとめて工事しております。

○堀議長 よろしいでしょうか。

要するに、今のようなアドバイスの仕組みですとね、つまり早い段階、設計をやるところの図面を見せられて、ここをこういうふうにやったらいいと言ってね、あとは全部お任せとすると、その結果はこういうふうになるということのはっきりしているのですよ。

色だけじゃなくて、舗装は何年かすれば変えますから、それよりも形が問題ですよ、これ単調でしょう、すごく護岸にしても、テラスにしても、極めて知恵が働いていないですよ。

アドバイス、私はこういうのが専門ですから、アドバイスをしたのですけれども、アドバイスした結果こうなるということがはっきりしたのです、むしろ、そこが問題だと思います。今のアドバイスシステムではうまく機能しないということは、もう明確なので、今後どうするかということを少しご検討いただきたいと思います。

だって、随分これ写真も提供してね、たくさん。これ全部私の設計だけれども、これを見て、この形になるというのはね、やっぱりそれはどこかに問題があるわけですよ。

○中津原委員 私たちも予想してなかったです。

○堀議長 こうなるとは思わなかったですよ。で、こうなるわけだから、それはじゃ今後どうしていくべきなのかということを少し事務局のほうも考えていただきたいなと思います。

○中津原委員 これは、全く何もない段階でアドバイスしたんですよ、基本設計……

○堀議長 これから設計に入りますという段階で、現場の写真をいただいて図面もいただいて、それでどうしたらいいですかと、こう聞かれたのです。じゃ、ここをこういうふうにして、こうやって、ああやって、こうやってという話をしました。ただ、もちろん大まかな話ですから、当然、ディテールの話なんかできるわけがありません。基本的な方針ですから。当然それは持ち帰って検討すれば、できないこととできることがありますよね、当たり前ですよ。できないときに、しょうがないといって、こういうふうになるとしたら、やっぱりちょっと問題だろうと思いますね。これで専門家のアドバイスを受けたらといって、後は専門家の人たちのアドバイスの責任ですと言われても、ちょっと我々だったらこんなふうにはしないですよ。

○中津原委員 だから、何もない時点で概略の方向をアドバイスして、あとは施工が終わった段階までポンと飛んでるわけですからね、だから基本設計の段階で、またもう一度やって、アドバイスを聞くということだったらよかったですよね。

○堀議長 実際に、我々設計のアドバイスする場合には、何回もやりますから。というか、私なんかは設計してしまいますけれどもね、1回では無理なんだろうな。

○藤井委員 色彩に関しても、公共事業の場合は色彩をチェックする機能ってないんですか、それがおかしいですよ。

○青木主査 色彩のチェックについては、昨年度、指針を見直しまして、公共事業をやる前に

チェックシートをつくりましょうと。そのチェックシートのチェック項目の中に、色彩制限に係る色彩は使用していないというチェック項目がありますので、本来そこで色彩制限に係る色については使っていないという事のチェックがされるということになっております。

○藤井委員 結果こういうことになると。

○青木主査 結果はこうなったということです。

○福森委員 今、堀会長がおっしゃったことに重なると思いますが、いわゆるこの審議会は附属機関で、物を進める場合の手段として必要だと。例えば、民間の大きな開発事業であって、それを審議会で、ほかの審議会もあるわけですよ。林地開発許可制度みたいな、そのときも審議会の意見を出して、それが反映されるかどうかというのはファジーだけれども、これ公共事業にかかわることですよ。ということは、この景観審議会における審議の、ましてや専門家アドバイス、これがこういう状態というのは何か余りにもちょっと、堀先生それをおっしゃりたかったと思うのですよ、私は。それはやっぱり同じ附属機関の中でも、ちょっと景観審議会というのは公共事業においてはもっと重みがあると思っていますので、私からもそういう感想を持ちました。

○中津原委員 だからね、本当に意外というのは意外なのだけれども、だからできたものをけちょんけちょんに言うのも何かなとちょっと私は思ったんです。

○福森委員 泣きたくなりませんか。

○中津原委員 それはシステムの問題ですから、このやった当事者をむやみによくなかったとって責めるというのもどうかなと思うんです。

○高橋委員 私、前も見に行っただのですけれども、たしかいろいろとフェンスの色だとか、そういう協議はしましたけれども、現実に行っったときにフェンスがもう草で見えなくなってしまうんですよ。工事は県であるとしても、管理は農地、耕地組合ですか、そこでやっているものですから、その両サイドの管理はそちらでやっているということですから、雑草の全盛期にはフェンスが見えなくなるような感じなんですね。だから、いかにいい色をやっても、現実に管理するほうと発注するほうはまた違うのしょうけれども、その辺でできたものが機能するようにきちんとしていないと、せっかくお金かけても無駄なような気がするのですが、ただあの席にも担当者とか、向こうがいまして余り言えませんでしたけれども、その辺もある程度考慮していかないと、かえって草の中でフェンスが見えなくなっちゃって危険性があるような気がしましたので、その辺をよく注意していただければと思います。

○中津原委員 いや、別にいいんじゃないですか。だれも落ちませんよ、草が少し茂っていて

も、かえって目立たなくていいと思いますね。

○堀議長 柵があれば、物理的には落ちないですよ。気がつかなくても、止まってしまう。
問題は、見た目の問題だろうと思いますね。

○高橋委員 あそこも水面があって、幾つかの橋があるんですよ、橋の高いところと低いところがあって、道路と水面の間が勾配なところと平らなところがあるんですよ。ですから、その辺で高いところは少し危ないような気がしますし、水面が低いところ、道路が低いところはそれほどないと思いますけれどもね、一直線の平らではなかったものですから。

○堀議長 もしも、そういう危ないところがあるとしたら、当然工夫しなければいけないんで、そういう工夫が足りなかったということだろうと思います。

いずれにしても、パッと見てすぐ分かるのですけれども、工夫されていないですよ、と
思います。もっときちんとやらないとだめですよ。

○羽生委員 専門家アドバイスというのが何のためにというのを読んでみると、一応今後の公共事業の取り組みに生かすためと書かれていますので、先程とても優しく、できたものをけちんけちんに言うのもどうかとおっしゃっていましたが、これを見て一応今後に向けたアドバイスとして、ここにできることを書かれています、やっぱりこのアドバイスを受けてこういうものをつくってしまったら、専門家としては評価できないよというのを盛り込むのは、今後のほかのところのためには必要なのかなと、少し内心想っておりまして、その辺の書きあらし方を……

○中津原委員 いや、それはここについて今後こうしてくれということを書いたわけだ、ここについてね。

○羽生委員 ただ、この評価自体は今後の公共事業の取り組みに生かすためですので、やはりこうしたほうがよかったのではないかと、という書き方をしてもいいのではないかと。

○堀議長 取り扱いは事務局にお任せしますよ。要するに、余りきついことを言って、景観に反発されても、一切聞く耳持たないということになって拒絶反応が出て困るので、その辺は我々分かりませんから、あうんの呼吸でうまくやっていただきたい。

○青木主査 舗装の赤について、このときも話が出たのですが、歩行者しか入れないということを示すため、ということで話が終わってしまいましたが、それもこの中に追加で盛り込むようにします。本当に赤にする必要があったのかということも盛り込んで、もう1回専門家アドバイスの専門部会の皆さんに確認をしていただこうと思いますので、お願いします。

○堀議長 ほかにいかがですか、よろしいですか。

それでは、公共事業景観形成指針専門家アドバイスにつきまして報告が終わりましたので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

○（司会）沖本副課長 本日は、堀会長を初め、委員の皆様お忙しい中、貴重なご意見をちょうだいいたしまして、大変ありがとうございます。私どもにとって、大変耳の痛いお話もたくさんいただいているように思います。耳の痛い話というのは、今後ぜひ生かしていかなければいけないという自戒の思いを持っているところでございます。ありがとうございました。

なお、次回以降につきましては、審議会を2月ごろに開催する予定としております。議題といたしましては、埼玉県公共事業景観形成指針の改正、これを審議していただきたいと考えております。日程等につきましては、ご連絡を差し上げたいと思いますので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、第40回埼玉県景観審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後 5時00分 閉会